

沿岸広域振興局長告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年2月2日

沿岸広域振興局長 森 達也

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0361090012	株式会社ウェルファー	あゆみ訪問看護ステーション陸前高田	陸前高田市米崎町字佐野152番地1	令和3年1月31日